

○尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所（以下「第1号事業所」という。）の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス
- (2) 尾張旭市総合事業従来型通所サービス
- (3) 尾張旭市総合事業運動型通所サービス

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の更新)

第4条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第5条 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供)

第7条 市長は、第3条から前条までの規定による指定、届出の受理等並びに施行規則第140条の62の

3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所の情報のうち次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（更新を含む。）、廃止、休止及び再開の年月日
- (4) 事業開始年月日又は停止の期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。